

いじめ防止条例の概要

- ▶ **基本理念**…◎いじめを未然に防止するために、市民一人ひとりがいづっこ宣言に込められた思いを理解し、「ならぬことはならぬものです」の規範意識を持って、その実践に努める◎いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得るとの認識のもと、早期発見・解消に努める◎いじめは卑劣で絶対に許されない行為であるという考えを基本に、市、教育委員会、学校、保護者、関係機関が連携・協力し、いじめの根絶を目指す
- ▶ **責務と役割**…いじめの根絶に向けては、子どもから大人まで市民一人ひとりが当事者であるとの認識が必要で、市、教育委員会、学校、保護者などが連携を図り、それぞれの立場での責務や役割を果たす
- ▶ **基本方針の策定**…市や学校は、いじめの未然防止や早期発見・解消、対処のための具体的な対策を定める基本方針を策定する
- ▶ **重大事態への対処**…市長・教育委員会・学校は、いじめにより児童・生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態として適切かつ迅速に対処する
- ▶ **いじめ防止などのための対策と体制の整備**…◎相談体制の整備・充実◎いじめ問題対策連絡協議会の設置◎あいづっこをいじめから守る委員会の設置◎いじめ調査委員会の設置

いじめ防止条例が制定されました

いじめを許さないまちへ

子どもたちが安心して暮らせるまちを目指して

未来を担う子どもたちは、社会にとつてかけがえのない存在であり、一人ひとりの心や体は大切に育まなければならぬものです。いじめは、こうした子どもたちの尊厳や人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えます。さらに、身体や生命にまで危

険を生じさせる恐れがあり、決して許される行為ではありません。子どもたちがいじめに悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができる地域の実現を目指していかねばなりません。

いじめ根絶に向けて市民一丸となって

市では、いじめのない社会の実現を目指して、会津若松市いじめ防止



子どもたちが毎日元気に楽しく生活できるよう、地域のみんなで見守っていきましょう

条例に込められた思い

等に関する条例(以下、「いじめ防止条例」)を制定しました。これは、市民の皆さんと共にいじめの根絶に向けて、一丸となって取り組んでいこうとするもので、4月1日から施行になります。

いじめ防止条例は、「ならぬことはならぬものです」に象徴されるあいづっこ宣言(下の記事参照)の精神を基盤としています。この宣言には、自分を律し、他人を思いやることの大切さがうたわれています。全ての市民がいじめを絶対に許さないという共通の認識のもと、いじめ根絶に向けて取り組む決意が示されているのです。

子どもたちがこのまちに生まれ、育っていくことに自信と誇りを持つことができるまちづくりを進めていく上で、この条例がその実現に大き

く貢献できるようにとの思いが込められています。

もし、いじめを発見したら

いじめの根絶に向けては、学校だけでなく、地域全体でいじめは卑劣で許されない行為であるという意識を強く持つて、子どもたちを守っていくことが大切であり、皆さん一人ひとりの理解と協力が必要です。学校や近所ではいじめが行われているのを見つけたときは、学校や教育委員会に連絡してください。いじめのないまちにしたいために、皆さんのご協力をお願いします。

●連絡先・問い合わせ…学校教育課  
(☎ 39・1303)

あいづっこ宣言

- 一、人をいたわります
  - 二、ありがとう ごめんなさいを言います
  - 三、がまんをします
  - 四、卑怯なふるまいをしません
  - 五、会津を誇り 年上を敬います
  - 六、夢に向かってがんばります
- ◇やってはならぬ やらねばならぬ  
ならぬことはならぬものです

※年齢に関係なく、市民共通の行動指針として策定したものが「あいづっこ宣言」です